

令和6年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和6年12月6日(金) 午後2時05分～午後3時05分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 9番 本郷 敦子

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 主任：河崎凌央

6. 議事

- 議案第79号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 4件
議案第80号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件
議案第81号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件
議案第82号 農用地利用集積計画の承認について 14件
議案第83号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移轉） 2件
議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件
議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4件
議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件
議案第87号 非農地証明について 3件

会長

あいさつ

係長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時05分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は12番 後藤恵美子委員、1番 山本昭雄委員の両名を指名いたします。

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第20号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

続いて、報告第21号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

次に議案の上程を行います。

議案第79号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 4件

議案第80号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件

議案第81号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第82号 農用地利用集積計画の承認について 14件

議案第83号 農用地利用集積計画の承認について (大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 2件

議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4件

議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第87号 非農地証明について 3件

以上48案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第79号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第79号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

3番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

4番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

　　今、議案第79号について担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
（なしの声あり）

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。

　　議案第79号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

　　全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

　　よって、議案第79号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

　　続いて議案第80号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

　　議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

　　議案第80号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第79号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

　　議案第80号の1番の借り手は〇〇〇〇です。〇〇〇〇は本社が福岡市にありまして、栽培品目は薬用植物のミシマサイコとなります。

　　2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

　　3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

　　4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

　　5番の借り手は〇〇〇〇です。

　　6番の借り手は〇〇〇〇です。

　　選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

　　今、議案第80号について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
（なしの声あり）

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第80号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第80号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第81号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字浦久保〇〇〇〇田1筆 面積1,296平方メートルのうち500平方メートルを譲受人が所有している隣地の一般住宅を移築(曳家)する計画の農地です。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字白丹字桐尾野〇〇〇〇外2筆 田3筆 合計面積5,694平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

1 2 番 後藤恵美子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第81号の1の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字下田北岡倉〇〇〇〇外2筆 田2筆 山林1筆 合計面積7,225平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第81号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第81号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第81号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時15分)

議長

再開します。

(14時15分)

議長

議案第82号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番と2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です。

6番から11番の借り手は〇〇〇〇です。6番から8番と10番は使用貸借、9番と11番は賃貸借、いずれも10年間の新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受け農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、水稻と畜産中心の農家であり借受け農地の効率的な利用が見込まれます。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第82号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第82号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第82号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第83号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の1番と2番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第83号について事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第83号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第83号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字君ヶ園字大ツル〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1,929平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,929平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第84号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は田植機1台・草刈り機1台・運搬車1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字次倉字万田迫〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積4,642平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1,105平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第84号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機1台を所有しており、コンバインは組合で共同利用する予定です。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字九重野字鹿風〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積4,210平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,675平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員が欠席ですので、事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第84号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機1台を所有しており、コンバインは組合で共同利用する予定です。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字菅生仲津留〇〇〇〇田1筆 面積1,658平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19,466平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第84号4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・移植機1台・管理機1台・散布機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字西原〇〇〇〇外1筆 田1筆 畑1筆 合計面積5,430平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,430平方メートル、新規就農です。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第84号5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・その他2台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬背野字下津江〇〇〇外7筆 田7筆 畑1筆 合計面積7,801平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,001平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第84号6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・その他2台所有しており稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬背野字中畑〇〇〇外5筆 田3筆 畑3筆 合計面積6,698平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は22,681平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第84号7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町北原字北原〇〇〇

○外8筆 田6筆 畑3筆 合計面積16,553平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は16,553平方メートルです。新規就農です。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第84号8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・耕うん機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字寺原〇〇〇〇畑1筆 面積1,485平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は53,477平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第84号9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字垣外〇〇〇〇田1筆 面積765平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,000平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第84号10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン共同1台・管理機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第84号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第84号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号1番の案件は、申請地 竹田市大字会々字平○○○○面積396平方メートルの畑です。

この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は飲食店用地です。申請者は既存の農業用倉庫を改装し飲食店として使用する計画をしたものです。転用許可が必要だということを知らずに既に改装を終えています。始末書が添付されています。排水は浄化槽を経由し排水される計画で土地改良区の承諾も得ています。

転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第85号1番の調査報告をいたします。周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれもなく申請者が所有する周辺農地の管理も行き届いています。申請者は転用許可が必要だということを知らずに事業を進めてしまい悪意はなく反省していることから原状回復を求めることなく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字割向〇〇〇〇面積1,037平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は申請者が高齢となったため農地の管理ができなくなったので植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は令和7年3月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第85号2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号3番の案件は、申請地 竹田市久住町大字久住字横大道〇〇〇〇面積501平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は駐車場用地です。申請者は転用許可が必要だということを知らずに平成25年頃に用途変更を行いました。始末書が添付されています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第85号3番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は転用許可が必要だということを知らずに用途変更をしてしまい悪意はなく反省していることから原状回復を求めることなく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号4番の案件は、申請地 竹田市直入町大字下田北字天神平〇〇〇〇面積506平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は日照不足や獣害により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は令和7年5月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第85号4番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第85号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第85号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第86号の1番の案件は、申請地 竹田市大字菅生字市河内〇〇〇〇面積2,078平方メートルの畑です。この申請地は第1種農地ですが農用地区域からの除外が令和6年10月10日に完了しています。転用目的は駐車場用地です。転用者は運送業を営んでおり既存の駐車場が手狭となったため、隣接する農地を購入し駐車場として使用する計画です。工事期間は令和6年12月30日から令和7年3月31日までを予定しています。転用許可基準は第1種農地の転用許可基準の例外のうち特別の立地条件、流通業務施設で一般国道の沿道の区域に該当すると考えられます。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第86号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第86号の2番の案件は、申請地 竹田市久住町大字有氏氏字大西〇〇〇〇面積3,986平方メートルの畑うち1,692平方メートルです。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用者は東京で太陽光発電事業を行う業者で所有者と22年間の地上権設定を行い太陽光発電を行う計画です。雨水については自然浸透するほか浸透施設を設置する計画で効果的な流出抑制ができる検討結果書が添付されています。工事期間は許可日から令和7年2月28日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第86号の2番の調査報告をいたします。写真のオレンジの枠のところに設置します。同じ敷地の一部

は畑として使用するそうです。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると思います。

議長

只今、議案第86号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
工藤委員。

11番 工藤明秀委員

2番の件ですが22年間の使用権の設定ですが終了したら農地に戻すという契約はされていますか。

事務局

契約終了後のことは申請書には載っていません。

11番 工藤明秀委員

期間が終了したら農地に戻すのが通常ですよ。期間が長いのでその後始末をちゃんとするような契約をしているのか心配になりました。

事務局

契約書の中身を再度確認して報告します。

議長

他にないですか。

ないようですので質疑を終結いたします。議案第86号について許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第87号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第87号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字渡瀬字丸山〇〇〇〇登記地目

田1筆 面積776平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成13年に義兄が植林し現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第87号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市荻町西福寺字西福寺〇〇〇〇登記地目 畑1筆 面積447平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が高齢のため平成15年頃から農地としての管理ができなくなり現在は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第87号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字仏原字宮処野〇〇〇〇登記地目 畑1筆 面積266平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が平成10年頃に農業用倉庫を建て現況は宅地の一部として利用されています。顛末書が添付されています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地の一部となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第87号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第87号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。
よって議案第87号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

他にありませんか。事務局。

事務局

先ほどの議案第86号の2番についてですが、契約書に原状回復の記載がありますので報告します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第12回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時05分)